

「富山県 農林水産部 土木工事共通仕様書」の改正概要について

1. 改正の趣旨

土木工事共通仕様書は、農林水産部所管工事での各作業の順序、使用資材・材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうちあらかじめ定型的な内容を盛り込み作成された図書である。

現仕様書は、平成 25 年 7 月に改正されたものであるが、平成 26 年度に農村振興局及び林野庁において仕様書の一部改正されたため、それに併せて農林水産部土木工事共通仕様書を一部改正するものである。

2. 主な改正内容

(1) 総 則

(1-1-2 用語の定義)

- ・「連絡」について追記

(1-1-5 施工計画書)

- ・項目名称の変更

(1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置)

- ・書類受領者及び行為発意者の記載を変更

(1-1-7 工事实績情報サービス(コリス)への登録)

- ・費用負担に係る記載の削除

(1-1-19 工期変更)

- ・監督員との協議について追記

(1-1-20 支給材料及び貸与品)

- ・貸与事前協議の内容について記載を一部改正

(1-1-23 工事材料の品質)

- ・品質証明書類の提示提出について記載を一部変更

(1-1-41 官公庁への手続き等)

- ・監督員への報告連絡について記載を一部変更

(1-1-45 工事特性等への対応状況の報告)

- ・創意工夫から工事特性等へ記載を変更

(2) 農業農村整備事業編

(1-7-3 配合)

- ・語句訂正 示方配合→計画配合

(1-7-7 塩化物含有量の限度)

- ・語句訂正 全塩化物材量→全塩化物量

(1-7-11 養生)

- ・ 語句訂正 湿潤条件→湿潤状態

(1-7-12 継目)

- ・ コンクリート打継目の表面処理を追記

(1-8-2 型枠)

- ・ 語句訂正 締付け材→締付け金物

(1-9-2 鉄筋の組立)

- ・ 雑物除去を追記、鉄筋かぶりの表現を訂正

(8-2-1 適用すべき緒基準)

- ・ WSP A-101-2005 (追補:碎石埋戻し施工要領) 追加

(11-6-2 適用すべき緒基準)

- ・ 語句訂正 内部振動機→棒状パイプレータ

(12-2-1 適用すべき緒基準)

- ・ 基準書名の訂正

(12-5-1 橋面防水工)

- ・ 基準書名の訂正

(12-5-3 グラスphalt舗装工)

- ・ 製品規格名称の改正

- ・ 表 12-5-1 (1) 接着剤の規格 (鋼床版用) 追加

- ・ 表 12-5-1 (2) 誤標記修正、下地材及び試験方法の注釈追加

- ・ 表 12-5-1 (3) シート系床版防水層 プライマーの品質 追加

- ・ 接着剤塗布の施工方法を明確化

- ・ その他、誤標記修正

(14-9-5 プレキャストブロック組立工)

- ・ 表 14-9-1 誤標記修正

(3) 森林整備保全事業編

(2-1-2 配合)

- ・ 語句訂正 示方配合→計画配合

(2-2-2 塩化物含有量の限度)

- ・ 語句訂正 全塩化物イオン量→全塩化物量

(2-4-3 養生)

- ・ 語句訂正 湿潤条件→湿潤状態

(2-4-4 継目)

- ・ コンクリート打継目の表面処理を追記

(2 - 6 - 2 型枠)

・ 語句訂正 締付け材→締付け金物

(2 - 7 - 2 鉄筋の組立)

・ 雑物除去を追記、鉄筋かぶりの表現を訂正

3. その他

新しい工事共通仕様書の施行は、平成 26 年 7 月 15 日を予定。また、富山県 HP による公開もあわせて行うこととしている。